

石川県薬局機能情報提供制度実施要領

1. 目的

本要領は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第8条の2の規定に基づき、医療を受ける者が薬局の選択を適切に行うために必要な情報（以下「薬局機能情報」という。）について、石川県内で薬局の許可を受けた者（以下「薬局開設者」という。）が石川県知事に報告する事項及びその方法、石川県（以下「県」という。）による当該情報の公表方法等に関する具体的な実施方法等を示すことにより、住民・患者等による薬局の適切な選択を支援することを目的とする。

2. 薬局機能情報の報告

(1) 定期報告

薬局開設者は、毎年12月31日現在の状況を翌年3月末日までに、原則、厚生労働省が整備する医療機能情報支援システム（以下「G-MIS」という。）によりインターネットを利用して県に報告する。

インターネットの利用が困難な場合などやむを得ない場合に限り、書面にて報告を行うものとするが、可能な限りG-MISによる報告を行うよう努めるものとする。なお書面での報告を行う場合は、別紙様式による届書2通を薬局の所在地を管轄する保健所に提出し、保健所はそのうち1通を薬事衛生課あて提出する。ただし、金沢市内の薬局にあつては別紙様式による届書1通を直接、薬事衛生課あて提出する。また、2回目以降の報告方法については、前回報告の届書の修正・変更をもって行うこととしても差し支えない。

(2) 薬局開設時の報告

薬局開設者は、薬局開設許可を受けた後30日以内に、(1)に定める方法により報告する。

(3) 変更報告

薬局開設者は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則別表第1に掲げる情報のうち、同表第1の項第1号に掲げる基本情報及び同項第3号に掲げる薬局サービス等のうち薬剤師不在時間の有無（以下「基本情報等」という。）について変更が生じた場合は、30日以内に、(1)に定める方法により報告する。

なお、基本情報等以外の変更事項については、定期報告により行うが、可能な限り速やかな時期に変更の報告を行う。

(4) 修正報告

薬局開設者は、薬局機能情報に誤りがあったときは、すみやかに(1)に定める方法により報告する。

(5) 薬局機能情報の確認

県は、薬局開設者から報告された薬局機能情報の内容について、確認が必要と認める場合には、市町村その他の官公署に対し、当該薬局の機能に関する必要な情報の提供を求めることができる。

県は、薬局開設者が報告を行わない場合又は虚偽の報告を行ったと認められる場合には、法第72条の3に基づき、期間を定めて、薬局開設者に対し、報告の要請又はその報告の内容の是正を行うよう命ずること（以下「是正命令」という。）ができる。

3. 薬局機能情報の公表

(1) インターネットの利用による方法

県は、本要領に従って報告された薬局機能情報の公表を、厚生労働省が整備する全国統一的な検索・情報提供サービス「医療情報ネット」により行う。

(2) その他の方法

県は、本要領に従って報告された薬局機能情報について、必要に応じ(1)に定める方法以外の方法により、希望する県民にこれを閲覧させる。

4. 薬局による情報提供

薬局開設者は、当該薬局が報告した薬局機能情報について、書面または、電磁的方法（電子メール、インターネット、パソコン等モニター画面での表示、CD-ROM等の交付）により、県民、患者等に提供しなければならない。

附則

(施行期日)

1. 本要領は、平成20年1月15日から施行する。
2. 本要領の施行の際、現に薬局開設の許可を受けている者は、本要領に関わらず平成20年2月28日までに平成20年1月1日現在の薬局機能情報について知事に定期報告するものとする。

附則

本要領は、平成26年11月25日から施行する。

附則

本要領は、令和元年9月20日から施行する。

附則

1. 本要領は、令和3年3月25日から施行する。
2. この要領の施行の際現にあるこの要領による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要領による改正後の様式によるものとする。
3. この要領の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則

本要領は、令和3年8月1日から施行する。

附則

本要領は、令和6年1月5日から施行する。